

第一課説明事項

1 最近の法律改正等の動向について

(1) 保護観察所における社会貢献活動実施要領の改正

更生保護法に規定されている社会貢献活動は、これまでも家裁の意見を踏まえ保護観察所が特別遵守事項を設定することで実施されてきたが、同活動の効果の検証をするとともに、より改善更生に資する運営を行うため、法務省保護局を事務当局として、昨年末から社会貢献活動の在り方を考える検討会が4回実施され、家庭局もオブザーバーとして参加した。

同検討会の結果を踏まえ、社会貢献活動実施要領等について所要の見直しがされ、これに関する通達等が法務省保護局から発出されたことは、先日、家庭局長、刑事局長通知によりお知らせしたところである。

今後、社会貢献活動の活用を促進するため、各保護観察所において同改正による新しい運用が始まることとなるが、それに伴い、保護観察所から家庭裁判所に対し、社会貢献活動の運用方針等の説明がされるとともに、奏功事例の共有が図られるなどする予定と聞いている。については、例年開催している少年関係機関との連絡協議会で協議するなどして、社会貢献活動の実情把握に努め、保護観察所と十分に連携を図るようにしてほしい。

(2) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大

刑訴法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定が平成30年6月1日に施行され、被疑者国選弁護制度の対象が、被疑者が勾留された全事件に拡大したが、少年法第22条の3第2項の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲に変更はない。

また、刑訴規則等の一部を改正する規則（平成30年最高裁判所規則第1号）が同日から施行され、少年法第17条第1項第2号の観護措置が勾留とみなされる場合に国選弁護人選任請求権の告知等を行う事件が、全事件に拡大された。

このことについては、平成30年5月16日付け家庭局第一課長事務連絡でもお知らせしたところであり、各庁において、国選付添人の選任手続について、被疑者国選弁護制度とは対象事件の範囲が異なることに留意し適切な処理に努められていると思われるが、引き続き、選任要件を正確に理解しないまま漫然とした事務処理を行うことがないよう、職種間が連携して適切な運用をお願いしたい。

(3) 付添人の閲覧に関する措置等（少年審判規則の改正）

少年審判手続の適正化を図るため、少年事件における付添人による記録等の閲覧に関する措置及び観護措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備等を内容とする改正少年審判規則が、平成28年10月7日に公布され、同年12月1日に施行されている。

このうち、記録等の閲覧に関する措置は、審判の適正な運用の確保の観点から、付添人の記録閲覧権に一定の制限を加えるものであるが、措置の判断に時間を費やすことで付添人の活動に支障が生ずるといった事態を招かないようとするなど、改正の趣旨を踏まえた適切な運用を確保する必要がある。各庁においては、既に運用に関する申合せが作成されていることと思われるが、平成28年9月に開催された少年実務研究会の研究結果や同年10月7日付けで送付した逐条解説、さらには、平成29年6月に開催された少年専門研究会（少年特別研究会）の研究結果等も参考にしながら、引き続き、改正の趣旨を正確に理解しつつ、職種間における適切な情報共有や少年関係機関との連携に努めるとともに、実際の運用状況に応じて、各庁の申合せを改定するなどの柔軟な対応も求められる。

なお、平成28年12月から平成31年2月までの付添人による記録等の閲覧に係る措置に関する調査結果は、別紙1のとおりである。

(4) 少年法の適用対象年齢の引下げに関する議論

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少

年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

部会における審議の状況については、J・NETポータル内の「家事・少年情報データベース（Family☆in）」に随時情報を掲載しているが、これまでの審議の状況に関する概要は次のとおりである。

諮問事項については、第4回（同年6月）の会議において論点が確定され、同会議及び第5回（同年7月）の会議で各論点についての意見交換がされた後、第5回会議において、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会で審議することが決められた。その後、三つの分科会において議論が行われ、その結果が第6回（同年12月）、第7回（平成30年4月）及び第8回（同年7月）の会議においてそれぞれ報告され、その後、部会において更なる議論がされている。

その中で、家裁に關係するものとしては、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった18歳及び19歳の者に対し、家裁において、現在の少年審判手続と類似の手続を経て改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを内容とする制度である「若年者に対する新たな処分」が検討されている。

家裁において現在の少年審判手続と同様の調査及び非公開の審判手続を経て、要保護性に応じた処分を行うものとすることについては、部会の中で特段の異論はない。一方で、新たな処分の対象となるのが、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった者であることとの関係で、保護観察処分だけでなく施設収容処分を可能とするかや、収容鑑別の制度を設けるか、設けるとしてどのような目

的のものとするかなどが議論の対象となっているほか、検察官関与制度や被害者による審判手続の傍聴制度等の少年法に規定されている手続をどの範囲で設けるかや、設ける場合の規定の在り方等も検討課題となっている。

また、第11回（平成30年11月2日）の会議では、少年法の適用対象年齢の引下げの当否について1巡目の議論が行われ、賛成・反対両方の立場から意見が述べられた。今後、非行少年を含む犯罪者に対する処遇についての議論とともに適用対象年齢の引下げについての議論も更に深められる予定である。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

(5) 刑法の一部を改正する法律に対する附帯決議（性犯罪関係）

性犯罪に関する罰則について、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が平成29年7月13日から施行されたところ、同法律に関しては、衆議院法務委員会、参議院法務委員会それぞれにおいて附帯決議に付され、被害者の心情への配慮等が求められている。

これまでも、性犯罪の場合に限らず、犯罪被害者等への配慮については、適切に対応していると思われるが、引き続き、少年事件における犯罪被害者等の置かれた立場、心情、プライバシー等に考慮しつつ対応する必要がある。

2 少年事件処理の課題等

(1) 手続全体における事務処理の在り方についての検証・見直しの必要性

ア 少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定に至るまで、さらには、決定後を含む手続全体における事務処理が適時適切に行われる必要があり、このような観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要で

ある。そのためには、①事件受理から調査命令が出されるまでの段階で、適時適切な事件処理を図ることを可能とするような態勢が構築されているか、②調査の段階で、非行のメカニズムの分析及び再非行危険性の評価が的確にされた上で、教育的措置が効果的に講じられているか、③調査終了から審判に至る段階で、調査と審判を有機的に結び付けて全体として十分な教育的機能を発揮するために必要な情報共有等がされているか、といった観点から現在の実務の運用を改めて見つめ直し、適宜改善を図っていく必要がある。

イ　社会調査については、内容及び手続の両面での適切さが求められるが、そのような社会調査を行うためには、三職種の協働が不可欠である。しかし、実際には、ともすると家裁調査官に任せがちとなっているのではないかといった問題意識から、平成29年度及び平成30年度の少年実務研究会（少年基本研究会）において、社会調査段階における職種間連携の在り方について討議された。

ウ　家裁にあっては、少年事件処理の特質を踏まえて、執行機関等の少年関係機関との間で、相互理解を促進し、連携を深めていくことが重要である。

処遇勧告について、例えば、少年院等との調整を図ることなく、少年院処遇歴がある者に対して短期間の処遇勧告を付したり、定型的ではない処遇勧告を付したり、少年院送致決定から相当期間経過後に処遇勧告を付したりする事がないよう、少年関係機関と十分に連携を図られたい。

平成27年5月15日付け家庭局第一課長事務連絡「少年の処遇に関する少年院等関係機関との連携等について」の留意事項を再確認するとともに、事件処理としてだけでなく、裁判所が庁として取り組むべき事項を組織的に検討し、実行していくことで、一層の連携向上を図る必要がある。

エ　以上に加え、終局決定後の事務処理の在り方についても、不断の検証、見直しが求められる。特に、執行機関への送付（少年審判規則37条の2）については、決定書謄本を含む社会記録は、裁判所の処遇に対する考え方を示

すもので、執行機関において少年に対する処遇の方針、計画を策定する上で重要な参考資料となるものであるが、保護処分は決定があれば確定を待たずして執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付することに留意しなければならない。

(2) 逃走等の防止に向けた取組

刑事事件及び少年事件の逃走事案を受けて、最高裁において、逃走事故の発生を防止するために行うべき取組や逃走事故が発生した際に留意すべき事項を改めて整理し、平成29年7月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

また、裁判所職員による少年の護送時における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点を整理し、同月28日付け家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

さらには、これに関し、少年の逃走事故が発生した際の報道対応の在り方について、平成30年6月1日付け家庭局第一課長、広報課長、総務局参事官事務連絡を発出したところである。

各庁においては、これらの事務連絡に記載している内容を参考としつつ、庁の実情を踏まえながら逃走防止等に関する取組を継続的に行っていく必要がある。

なお、取組を行うに当たっては、少年鑑別所その他の少年関係機関との連携が不可欠であり、定期的に少年関係機関との間で協議を行い、逃走防止訓練を実施するなどして、多角的な視点から取組を確認し、繰り返し改善を行う必要がある。

(3) 傍聴制度

被害者傍聴制度については、運用において大きな問題はほとんど生じていないが、これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。

平成31年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

特に傍聴対象事件については、平成26年の改正少年法により対象事件が過失運転致死傷事件等にも拡大されたことを踏まえ、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつ、審判の本質的機能である少年への教育的機能を十分に發揮するという法の趣旨に則った運用をするため、更なる改善に取り組んでいく必要がある。

なお、平成26年から平成30年までの被害者配慮制度の実施状況は、別紙2のとおりである。

平成31年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

(別紙1) 付添人による記録等の閲覧に係る措置に関する調査結果(平成28年12月から平成31年2月まで)

表1 付添人による記録等の閲覧に係る措置をとった件数(家裁別)

府名	3項	4項
合計	71	4
東京家裁	1	0
水戸家裁	1	0
宇都宮家裁	4	0
長野家裁	0	1
大阪家裁	5	0
神戸家裁	1	0
大津家裁	17	1
名古屋家裁	21	0
津家裁	1	0
福井家裁	2	0
広島家裁	5	0
山口家裁	0	1
福岡家裁	1	0
佐賀家裁	2	0
福島家裁	4	0
山形家裁	1	1
札幌家裁	2	0
釧路家裁	1	0
高松家裁	1	0
松山家裁	1	0

(注) 1 支部も含む。措置をとった事例がない府については、記載していない。

2 1つの事件で複数の客体又は事項について措置をとった場合も、1件として計上してある。

表2 保護の対象となる客体及び事項、加害行為等のおそれの種類、情報提供の有無

	合計	合計		
		3項	4項	
保護の対象となる客体	合計	63	60	3
		36	34	2
		26	25	1
保護の対象となる事項	合計	29	29	0
		58	55	3
		56	53	3
		47	46	1
		9	9	0
		47	46	1
加害行為等のおそれの種類	合計	49	47	2
		47	44	3
		29	27	2

(注) 1 複数の客体又は事項が保護の対象となる場合があるため、各対象の合計は、件数の合計と一致しない。

2 「加害行為等」とは、3項の「人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を恐怖させ若しくは困惑させる行為」を、「名譽等を害する行為」とは、同項の「人の名譽若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為」を指す。

3 加害行為等及び名譽等を害する行為のおそれの双方が認められる場合があるため、各おそれの種類の合計は、件数の合計と一致しない。

4 「情報提供あり」とは、送致機関から付添人の閲覧に関する情報提供等がある場合（被害者等から秘匿の要望がある旨の情報提供があった場合等）を指す。

平成31年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

(別紙2)

被害者配慮制度の実施状況（全国）

1 記録の閲覧・謄写、意見聴取、審判状況の説明、審判結果通知

年次	記録の閲覧・謄写		意見聴取		審判状況の説明		審判結果通知	
	申出人員	許可人員	申出人員	実施人員	申出人員	実施人員	申出人員	実施人員
平成26年	1,056	1,042	270	264	553	545	1,269	1,266
27年	1,137	1,111	315	301	514	505	1,100	1,090
28年	1,080	1,051	244	226	362	340	991	982
29年	1,064	1,039	236	223	313	302	854	849
30年	936	894	214	207	301	287	824	817

(注) 1 記録の閲覧・謄写、意見聴取及び審判結果通知の申出人員は、その年に制度を利用した

か、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人員である。

2 審判状況の説明の申出人員は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人員である。

3 実情調査に基づく概数である。

2 審判傍聴制度

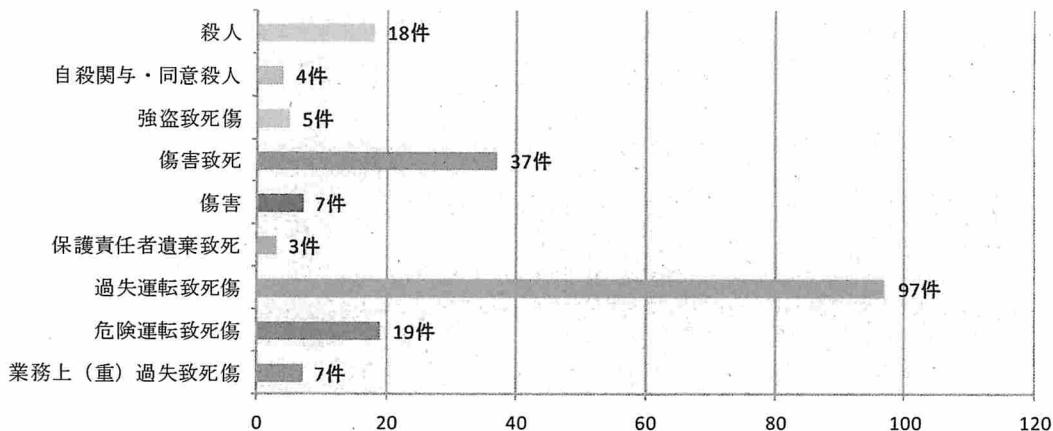
年次	傍聴対象事件数	申出件数 (申出人員)	許可件数 (許可人員)	実施件数 (実施人員)
平成26年	91	68 (92)	59 (79)	59 (79)
27年	74	51 (72)	45 (65)	45 (65)
28年	74	41 (90)	34 (67)	34 (63)
29年	78	38 (82)	36 (73)	34 (65)
30年	68	29 (54)	25 (47)	25 (47)

(注) 1 實施人員には、傍聴付添人は含まない。

2 許可された被害者等の全員又は一部が傍聴しないことがあるため、許可件数（人員）と実施件数（人員）は一致しない。

3 実情調査に基づく概数である。

〔非行名別実施状況〕（平成26年から平成30年までの累計）



(注) 1 殺人及び自殺関与・同意殺人には、未遂を含む。

2 過失運転致死傷には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行のほか、自動車運転過失致死傷に係る非行を含む。

3 本図の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

4 実情調査に基づく概数である。

第二課説明事項

1 家事法の下での家事事件の処理に関し運用上検討すべき事項について

国民の権利意識の高揚とともに、家庭においても構成員個人の権利や法的利益の重要性に対する認識が強まり、家庭に関する事件の解決の在り方に対する国民の意識も変化してきた。平成25年1月1日から施行された家事事件手続法（家事法）は、こうした変化に対応した現代にふさわしい手続を実現しようとするものである。家裁としては、このような家事法制定の趣旨を踏まえ、家事事件手続の透明性や手続保障の確保を通じて、紛争解決への当事者の主体的関与を促し、当事者の納得を得られる手続運営を行う必要がある。

家裁には家事法に基づく手続の適切かつ円滑な運用を行うことが求められていることから、各庁においては、手続代理人（23条）、利害関係参加（42条、258条）、電話会議・テレビ会議（54条、258条）、子の意思の把握・考慮（65条、258条）等、家事法によって新たに設けられ、あるいは整備された規定を中心に、家事法の趣旨に沿った運用がされているかを検証していく必要がある。

そして、前記のような家事法制定の趣旨を踏まえると、家裁としては、家事法や家事事件手続規則で定められたところを遵守すれば足りるものではなく、家事法施行を重要な契機と位置付け、国民のニーズや社会の変化を的確に捉えて、家裁における紛争解決機能を強化していくために、家事事件全般について自発的な運用改善に向けた取組を継続していく必要がある。その中でも、家事法の下での家事調停においては、調停委員会が、透明性の高い手続において、感情面への適切な配慮をしつつ、当事者の言い分と紛争の実質的な対立点を的確に把握し、これを当事者双方との間で共有し、法的観点及び紛争の実情を踏まえ、適切と考えられる解決の方向性を念頭に置きながら、当事者双方に紛争解決に向けた主体的な検討を促すような調停手続の運営を目指すことが求められている。このような調停手続の運営改善の取組は、家事調停そのものの機能強化にとどまらず、人事

訴訟及び家事審判を含めた家裁における紛争解決プロセス全体の機能強化を目指す取組の一環として位置付けられるものである。

前記の調停手続の運営改善の取組を実施するに当たっては、裁判官を中心となって、各庁における調停手続の運営の問題状況を把握した上で、裁判官の効果的な家事調停への関与の在り方や調停委員との役割分担について検討し、あわせて、家裁調査官や書記官の関与の在り方について検討する必要があると考えられる。

このような問題意識から、平成25年以降に開催された協議会等において議論が重ねられ、調停運営改善の取組は、実践、検証、改善という段階を繰り返しながら継続的に続けていくべき息の長い取組であり、その趣旨や目的については、本庁のみならず支部等を含めた庁全体として、裁判官を始めとする関係職種（家裁調査官、書記官、調停委員）全体が納得した上で、認識の共有が図られている必要があり、さらに、関係職種がそれぞれの役割について共通認識を形成し、合理的な役割分担の在り方を検討することの重要性が確認してきた。

平成30年の長官所長会同では、家事事件等の充実の取組について、議論を深め、その成果を継承していくためには相応の工夫が必要であるとの認識が示された。

平成31年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においては、調停委員会と当事者の間の認識共有をより一層深めるための具体的方策、これを踏まえた当事者への働き掛け、履行勧告事件の振り返りから得られる調停段階の課題及び履行勧告事件における働き掛けの工夫・課題等について各庁の取組や意見が出された。

また、面会交流については、関係職種間で認識共有するための方策、調停委員会と当事者との間の認識共有を進めるに当たっての課題、これを克服するために当たっての関係職種間の連携、当事者の意識を子の利益に向けさせるための関係職種間の連携や役割分担、面会交流事件の審理において家裁が担うべき役割・機

能及びその際に関係職種が果たすべき役割等について議論がされ、各庁の実情・取組や意見が紹介された。

2 後見関係事件及び財産管理事件の適正な処理について

(1) 後見関係事件

ア 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、平成30年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約22万6,900人に上っている（平成29年12月末日時点は約21万9,500人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は平成37年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。

このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で見直しが進められてきたところである。平成30年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においては、後見監督の在り方に関する取組の中心的な役割を担ってきた職員の異動を踏まえ、後見監督の在り方に関する取組を継承・発展させ、その取組の理念を的確に引き継いでいくことの重要性が確認された。後見関係事件については、今後も、各庁において、引き続き、制度趣旨を踏まえた監督の在り方を検討する取組を進めていく必要があると考えられる。

イ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され

た。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（基本計画）に盛り込むべき事項について議論が重ねられ、平成29年3月に閣議決定された。基本計画には、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましいと記載されている。

平成29年度以降、政府を始めとする行政機関において基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められているところであり、制度の運用を担う家裁としても、こうした状況を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要があると考えられる。当該取組に当たっては、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。そのためには、家裁内部における取組のみならず、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

このように関係機関等との間の協議・連携を必要とする取組は、司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって庁全体で進めていく必要があることから、平成29年度に引き続き、平成30年度も5月に最高裁において後見関係事件事務打合せを開催した。同事務打合せにおいては、家庭局から、①中核機関の設置に向けた自治体の取組とそれに対する家裁の連携の在り方、②親族後見人支援を中核に据えた後見人の選任イメージ、③新たな後見報酬算定に向けた考え方、④これらを前提とした今後の専門職団体との協議の進め方などについて説明をした。このうち、前記②及び③については、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を

平成31年1月に発出した。今後、各家裁において、同書簡を踏まえて、親族後見人支援を中核に据えた後見人選任の運用についての検討を進められることになるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考としながら、新たな報酬算定基準の検討が進められることになる見込みである。

そして、平成31年度は、基本計画の対象期間である5年間の中間年度に当たり、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うことが予定されているため、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法及び基本計画において家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、新たに「本人情報シート」を導入することとし、平成31年4月から運用を開始している。

ウ 後見人等による不正行為の現状とその対策

平成30年1月から12月までの1年間に家庭局に対して報告された後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人）による不正事例の件数は250件、被害総額は約11億3,000万円である。その多くは親族後見人等による不正事例であるが、専門職による不正事例も報告されており、その件数は18件、被害総額は約5,000万円である。平成29年に比べれば、不正件数・被害総額とも全体としては減少しているものの（平成29年の不正件数は294件（うち専門職11件）、被害総額は約14億4,000万円（うち専門職約5,000万円）），なお社会的に許容される水準とはいいがたい状況にある。

家裁における後見人等による不正行為への対応策の一つとして、定期的な監督が挙げられ、現在、全国の家裁では、原則として少なくとも年に一度の監督を実施する運用が定着している。一方、後見人等の監督においては、後見等事務の問題を把握した場合には、裁判部内での関係職員の情報共有を密にし、事務局とも連携した上、速やかに適切な措置を講じることによって被害を最小限にとどめる緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が必要であり、各家裁でこうした取組が重点的に進められた結果、問題把握後の財産保護措置がより迅速に講じられるようになるなど、一定の成果が得られつつある。しかし、不正行為に対する事務処理態勢の在り方を検討、整備するなどした当時の職員が異動し、その趣旨や重要性が現在の後見関係事件担当者に十分に引き継がれないといった懸念があることから、前記取組を職員の異動等に左右されないものとして定着させ、これを各庁・支部等の実情に応じて絶えず改善していく態勢を構築する必要がある。

また、平成24年2月に導入された後見制度支援信託は、専門職の継続的な関与と並ぶ、親族後見人による不正行為を防止するための有効な方策の一つとなっているところ、基本計画の閣議決定を受けて、平成29年7月には、一部の地域金融機関において、成年後見制度支援信託に並立・代替する預貯金（以下、「後見制度支援預貯金」という。）の取扱いが開始された。後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用件数は、平成30年12月末時点で2万4,919件となっており、その利用は急増している。

この後見制度支援預貯金については、平成29年から関係府省と金融関係団体が参加して継続的に「成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会」が開催され、その成果として平成30年4月に作成された報告書が各金融関係団体等から傘下の各金融機関に周知された。

今後、更に同種の預貯金を取り

扱う金融機関が全国的に広がることが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(2) 財産管理事件

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、平成29年には2万件を超え、10年間で約1.6倍となった。財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行う重要性については、従来から説明されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を防止する措置を迅速に講じることが求められている。

また、平成30年11月から「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行された。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求することができる民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の円滑な運用について

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（子奪取条約）は、国際結婚が破綻した場合等において、不法に親が国境を越えて子を連れ去るなどした際、迅速に常居所地国に子を返還することを目的としており、この条約の我が国における実施法である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（子奪取条約実施法）及び最高裁規則が条約の発効日である平成26年4月1日から施行された。

子奪取条約実施法の施行後、平成30年12月31までの子の返還申立事件の新受件数は99件である。このうち、審理が終了した件数は95件であり、その内訳は、認容が32件、却下が13件、調停成立が36件、取下げが7件、移送が7件である。即時抗告の申立ては28件で、このうち、審理が終了した事件は27件であり、その内訳は、抗告が取り下げられた1件、和解2件、取り消された4件、一部取り消された1件及び当然終了の1件を除いては、いずれも原審判断が維持されている。また、同期間における子奪取条約実施法が適用される面会交流事件の新受件数は31件である。

家庭局では、子の返還申立事件の的確な運用の定着に向けて、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務大臣の事務を担当している外務省領事局ハーグ条約室との間で必要な協議を行ったり、必要に応じて子奪取条約に関する国際会議の概要について情報提供するなどしている。

4 人事訴訟事件の迅速・適正な審理について

(1) 現状及び問題点

人事訴訟事件の新受件数は、平成17年以降、毎年1万1000件前後で推移していたが、平成25年から減少傾向に転じ、平成30年は9,271件となっている。一方で、既済事件の平均審理期間は、平成19年以降、ほぼ一貫して長期化傾向にあり、平成30年に終局した全事件の平均審理期間は12.8月であり、平成21年と比較すると約2.3月長くなっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に審理期間が年々長

期化しており（平成21年は13.4月、平成30年は16.5月），長期化の現状についての把握、原因分析及び対応策の検討が重要であると指摘されている。

また、平成30年に終局した全事件のうち、家裁調査官による事実の調査が行われた事件は約7.4%，参与員が関与した事件は約2.9%にとどまっている。

(2) 今後の課題

人事訴訟を適正かつ迅速に処理するためには、各庁において現状の問題点とその原因を分析した上で、争点整理手続の合理化、家事調停との連携、家裁調査官による事実の調査についての調査命令補佐の充実と適時適切な発令などの課題について、裁判官を中心として全庁的に取り組む必要がある。また、参与員の関与についても、関与を相当とする事案の選別や関与の時期の適切な判断を行うとともに、参与員の関与を認めた人事訴訟法の趣旨に鑑み、国民の司法参加の意義を十分に達成するために積極的な活用を図る必要がある。

このような問題意識を背景として、平成28年9月に司法研修所において特別研究会が開催され、次のような議論が行われた。すなわち、家裁調査官の関与の在り方については、親権者の適格性調査を含め、家裁調査官による調査を活用すべき事案は少なくなく、調査の必要性や対象等について、裁判官と家裁調査官が認識の共有を図ることが重要であるとされた。また、参与員については、人事訴訟法の趣旨に照らし、積極的に活用すべきであるとの意見が多く出された。さらに、人事訴訟と調停との連携については、充実した調停が行われることが人事訴訟における審理の充実、促進にも資することから、人事訴訟を担当する裁判官と調停を担当する裁判官との間における意見交換が重要であることが確認されるなどした。

このような状況を踏まえ、今後も各庁において、人事訴訟の家裁移管の趣旨を踏まえた人事訴訟の審理の在り方に関する議論を、部や庁全体として深めて

いく必要がある。

5 最近の立法作業の動向について

(近時成立した法律について)

(1) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）が平成29年6月14日に成立し、平成30年4月2日に施行された。

この改正法により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

(2) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する改正法が、平成30年4月に成立し、平成31年4月1日から施行された。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、事件類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定めるというものである。

(3) 相続法制の見直し

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権につき平成32年4月1日から、その他の主な規定につき平成31年7月1日から施行される。

この法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や

仮払い制度等の創設・要件明確化等），③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等），④遺留分制度に関する見直し，⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し，⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

(4) 成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、平成34年4月1日から施行される。家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

(5) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）が、平成30年6月に成立し、公布され、一部の規定を除き同年11月から施行された。

（法案が提出されているものについて）

(6) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う」とされたことを受け、第196回通常国会に成年被後見人等の権利制限を定めた法律（188本）の欠格条項を削除することなどを内容とする「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出され、継続審議となっている。

(7) 戸籍法の改正

平成29年9月の法制審議会総会において、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍法の改正について諮問され、部会による審議が行われていたが、平成31年2月14日の法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。これを受け、同年3月15日、改正法案が国会に提出された。法案の主な内容は、マイナンバー法による情報連携により、一定の行政手続における戸籍証明書の添付省略を可能とともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定を整備することなどである。家裁実務に影響のある事項として、戸籍訂正の要件の明確化が行われる。

(8) 特別養子縁組制度の改正

平成30年6月の法制審議会総会において、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法（特別養子関係）等の改正について諮問され、部会による審議が行われていたが、平成31年2月14日の法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。これを受け、同年3月15日、改正法案が国会に提出された。

法案の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続にかかる規律の見直しである。

(9) 執行法制の見直しについて

執行法制の見直しに関しては、平成28年11月から、子の引渡しの強制執行の規律の明確化等を含む民事執行法制の見直しについて法制審議会民事執行法部会において議論が始まった。その審議の過程で、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定についても見直しをすることとされ、同法の改正に関する試案（追加試案）のパブリックコメントを経て、平成30年10月開催の法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。これを受け、平成31年2月19日に改正法案が国会に提出された。

法案の主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身の上の配慮に関する規律の新設である。国際的な子の返還の強制執行についても、同内容のものとなっている。

(10) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律には遺留分に関する民法の特例が定められているところ、特例の適用対象を法人だけでなく個人事業主にまで拡大することとする改正法案が、平成31年2月15日国会へ提出された。

(法案の提出が検討されているものについて)

(11) 民法・不動産登記法の改正

政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が開始された。この研究会では、物権法・登記法に関する論点のほか、財産管理制度に関する規律についても議論がされ、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受け、同月の法制審議会第183回会議において、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われている。

(12) 嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会

政府は、いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会を開始した。この研究会では、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等についても議論がされている。

(13) 共同養育支援議員連盟（旧親子関係断絶防止議員連盟）

平成31年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも注目が集まっており、平成26年3月18日、超党派の「親子断絶防止議員連盟」が設立された。同議員連盟は、平成30年2月に「共同養育支援議員連盟」に名称が変更され、父母の離婚等があっても親子としての継続的な関係を維持・促進することが重要であるとの基本理念の下で、父母の努力義務や国等の責務の立法化に向けた準備が行われている。

第三課説明事項

1 裁判事務支援システム（NAVIUS）の導入に伴う様式の改定について

平成31年4月3日付け最高裁家三第163号家庭局長通達「家庭裁判所調査官の調査事務に関する帳簿の備付け等について」の一部改正についてにおいて、裁判事務支援システム（NAVIUS）に事件情報を記録することとした場合に使用し得る、少年保護事件等調査経過簿及び試験観察経過簿の簡易な様式を定めた。また、前記様式を使用する際の留意事項等について、同日付け家庭局第三課長事務連絡において説明した。これらの内容を精読の上、各庁において必要な準備をされたい。

2 裁判事務に関する書類の廃棄について

平成31年2月20日付け最高裁総三第20号事務総長通達「裁判官以外の裁判所職員が所持する裁判事務に関する書類の廃棄について」において、裁判事務に関する書類を職務上利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを廃棄しなければならないと定められた。これを踏まえ、事件の手控えやメモ等を含めた書類についても、家裁調査官が事件当事者等の高度のプライバシー情報を取り扱っていることに鑑み、適正な取扱いが行われるよう、周知徹底していただきたい。

3 少年調査票様式の改定について

少年調査票の様式の改定については、現在、各庁から集約した意見を参考に検討を行っているところである。

既にお伝えしたとおり、新たな様式を定めた通達は、平成32年3月までに発出することを検討している。通達の発出からその実施までには、各庁において必要な準備ができるよう、相応の期間をとることを予定している。また、その間に、その後の実務の参考になるよう、複数の事件類型について新たな様式を用いた記載例を示すことを検討している。

4 情報提供用DVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の活用について

平成31年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

本年3月に各庁に配布した本DVDは、事件の種別、子の年齢、紛争の程度、別居や離婚の有無等にかかわらず広く視聴させることができるものであり、また、当事者に視聴させる際に別途助言したり補足したりする必要がない構成となっており、様々な活用方法が考えられるものである。各庁の実情に応じて、裁判官、家裁調査官、書記官、調停委員等の関係職種において密に連携し、本DVDの効果的な活用を図っていただきたい。